



2025年12月22日

各 位

会 社 名 株式会社タイミー
代表者名 代表取締役 小川 嶺
(コード: 215A、東証グロース市場)
問合せ先 取締役 CFO 八木 智昭
(TEL. 03-6822-3013)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年12月22日開催の取締役会において、2026年1月28日開催予定の第9回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期を変更すること及び定款を一部変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 決算期（事業年度の末日）の変更の理由

当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年としておりますが、現行の決算期では、期初に内部業務が集中し、当社の事業繁忙期（12月）との重複が一部生じていたため、これを解消し、より効率的な業務運営を図ることを目的として、当社の事業年度を毎年5月1日から翌年4月30日までに変更し、また、これに伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年11月1日から10月31日まで

変更後：毎年5月1日から4月30日まで

決算期変更の経過期間となる第10期は、2025年11月1日から2026年4月30日までの6か月間となる予定です。

3. 今後の見通し

決算期（事業年度の末日）の変更は、2026年1月28日開催予定の第9回定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることが条件となります。また、第10期の業績見通しにつきましては、2025年12月22日付「決算期変更に伴う通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、経過的な措置として、第10期事業年度は、2025年11月1日から2026年4月30日までの6か月間となるため、附則を設けるものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第7章 計算 (事業年度) 第41条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年 <u>11</u> 月1日から翌年 <u>10</u> 月 <u>31</u> 日までとする。	第7章 計算 (事業年度) 第41条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年 <u>5</u> 月1日から翌年 <u>4</u> 月 <u>30</u> 日までとする。
(剰余金の配当の基準日) 第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 <u>10</u> 月 <u>31</u> 日とする。	(剰余金の配当の基準日) 第42条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 <u>4</u> 月 <u>30</u> 日とする。
(中間配当) 第43条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 <u>4</u> 月 <u>30</u> 日を基準日として中間配当をすることができる。	(中間配当) 第43条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 <u>10</u> 月 <u>31</u> 日を基準日として中間配当をすることができる。
(新設)	(附則) 1 第41条の規定にかかわらず、第10期事業年度は、2025年11月1日から2026年4月30日までの6ヶ月とする。 2 本附則は、第10期事業年度に関する定時株主総会の終結をもってこれを削除する。

(3) 日程

第9回定時株主総会 2026年1月28日（予定）

定款の効力発生日 2026年1月28日（予定）

以上